

低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化

改正対象

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 GF 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (IGF コード) 中 4.2 において、低引火点燃料の使用に関するリスク評価を行うことが要求されている。

これに基づき、本会では、当該リスク評価の要求を鋼船規則 GF 編 4 章に規定し、関連資料の提出を鋼船規則 B 編 2 章に規定している。

今般、当該リスク評価に関する資料の記載事項及び取扱いを明確化すべく、関連規定を改める。

改正内容

- (1) リスクアセスメント資料に記載すべき内容を明記する。
- (2) 「リスク評価に用いた資料に示す設計を当該リスク評価後に変更する場合」及び「同型船のリスクアセスメント資料を流用しようとする場合」の取扱いを明記する。

施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

ID:DD24-28

「低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査	鋼船規則 B 編 船級検査	
2 章 登録検査	2 章 登録検査	
<p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.3 提出図面及び書類 (同右)</p>	<p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.3 提出図面及び書類</p> <p>-1. 製造中登録検査を受ける船舶については、次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類のうち該当するものを提出して本会の審査を受けなければならない。なお、当該図面及び書類のうち本会の承認を受ける必要があるものを「承認用図面等」、工事中等の変更をすべて反映した図面及び書類を「完成図書」、それ以外のものを「参考用図面等」という（以下、本章において同じ）。承認用図面等及び参考用図面等は工事の着手に先立ち、また完成図書は製造中登録検査の完了に際し、本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 表 B2.1 に掲げる船体関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</p> <p>(2) 表 B2.2 に掲げる機関関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</p> <p>(3) N 編の適用を受ける船舶にあっては、前(1)及び(2)に規定するものに加えて、表 B2.3 に掲げる液化ガスばら積船関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</p> <p>(4) S 編の適用を受ける船舶にあっては、前(1)及び</p>	

「低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化」新旧対照表

新	旧	備考		
	<p>(2)に規定するものに加えて、表 B2.4 に掲げる危険化学品ばら積船関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</p> <p>(5) GF 編の適用を受ける船舶にあっては、前(1)及び(2)に規定するものに加えて、表 B2.5 に掲げる低引火点燃料船関係の承認用図面等及び参考用図面等</p> <p>(6) その他本会が必要と認める図面及び書類</p>			
表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係				
図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類	船舶に保持すべき図面及び書類	
		承認用図面等	参考用図面等	保持用完成図書
(1 から 57 は省略)				
58 リスクアセスメント資料一覧	<p>(1) 規則 GF 編 4.2.1 に規定されるもの。</p> <p>(2) 少なくとも次に掲げる項目について詳細に記載したもの。</p> <p>(a) 手法の概要</p> <p>(b) 目的及び検討範囲</p> <p>(c) 対象の概要</p> <p>(d) 実施手順</p> <p>(e) 結果及び結論</p> <p>(f) フォローアップ措置 (FUA) 及びその結果</p>		○	
(59 から 63 は省略)				
注				
<p>*1 : 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。</p> <p>*2 : 本会の承認印を押印したもの又はその写し</p>				
リスクアセスメント資料に記載すべき内容を明記。				

「低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p>GF4 一般要件</p> <p>GF4.2 リスク評価 (IGF コード 4.2)</p> <p>GF4.2.1 一般要件</p> <p><u>規則 GF 編 4.2 に規定するリスク評価の実施に関する取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>リスク評価に用いた資料に示す設計を当該リスク評価後に変更する場合</u></p> <p>(a) <u>設計変更が次のいずれに該当するのかを示す設計変更一覧表を本会へ提出すること。</u></p> <p>i) <u>低引火点燃料に係る設備・配置に関連しない設計変更であり、規則 GF 編 4.2.1 に規定するリスク評価に影響しないもの（船首形状の変更等）</u></p> <p>ii) <u>低引火点燃料に係る設備・配置に直接関連する設計変更であり、規則 GF 編 4.2.1 に規定するリスク評価の対象となるもの（燃料格納設備の追設等）</u></p> <p>iii) <u>低引火点燃料に係る設備・配置に直接又は間接的に関連する設計変更であり、既に実施したリスク評価のリスクランキング（頻度及び深刻度）に影響を与える可能性のあるもの（火災探知器の配置変</u></p>	<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p>GF4 一般要件</p> <p>GF4.2 リスク評価 (IGF コード 4.2)</p> <p>(新規)</p>	<p>リスク評価実施後に設計変更を行う場合の取扱いを明記。</p> <p>設計変更に関する一覧表については、ステークホルダー（設計者、造船所、予定される船主等）間で合意されていることが前提。</p>

「低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>更等)</u></p> <p><u>(b) 前(a)に掲げる設計変更は、それぞれ次のとおり扱うものとする。</u></p> <p>i) <u>前(a)i)に該当する設計変更については、リスク評価の実施は必要ない。ただし、前(a)i)にいう影響が小さい又は影響がないことを示す設計変更の概要をまとめた資料を本会へ提出すること。</u></p> <p>ii) <u>前(a)ii)に該当する設計変更については、原則として、既に実施されたリスク評価と同じ手法を用いてリスク評価を行い、当該評価結果をリスクアセスメント資料に追記すること。なお、当該評価結果を追記することに替えて、別冊として用意しても差し支えない。</u></p> <p>iii) <u>前(a)iii)に該当する設計変更については、原則として、関連する項目のリスク評価を再度実施し、必要な場合、リスクアセスメント資料を修正すること。なお、当該修正に替えて、別冊として用意しても差し支えない。</u></p> <p><u>(2) 同型船のリスクアセスメント資料を流用しようとする場合</u> <u>前(1)によることを条件に、同型船のリスクアセスメント資料を流用することができる。</u></p>		<p>同型船のリスクアセスメント資料を流用しようとする場合の取扱いを明記。</p> <p>ステークホルダー（設計者、造船所、予定される船主等）間で合意されていることが前提</p>

「低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2026年7月1日から施行する。		

URPA